

石川労働局発表
令和5年8月23日(水)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局

職業安定部職業安定課

課長 今町 聡

課長補佐 山口 明弘

電話 076 (265) 4427

ハローワーク小松

(小松公共職業安定所)

所長 武苗 薫

統括職業指導官 水上 孝次

電話 0761 (24) 8607

加賀地域で初！

能美市と石川労働局は「雇用対策協定」を締結します

能美市(市長 井出 敏朗)と石川労働局(局長 長嶋 政弘)は、「第2次能美市総合計画」に掲げる「多様な価値観やライフスタイルを認め合い、安心して働ける労働環境づくり」を達成するため、雇用機会の充実をはじめとした施策を相互に連携し、市内企業の人財確保を支援することで移住定住の促進を図り「暮らしやすさを日本一、実感できるまちづくり」「したいこと、能美市だったら叶うかも」の実現を目指すことを目的として、雇用対策協定を締結します。

◆協定締結式

○日時 令和5年8月30日(水) 14時00分～

○場所 能美市役所本庁舎 2階 応接室(能美市来丸町1110番地)

○出席者 能美市長 井出 敏朗 / 石川労働局長 長嶋 政弘

○内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

※当日は、撮影及び締結式後の取材を可能とします。

◆協定の内容等

別添1「能美市雇用対策協定(概要)」、別添2「能美市雇用対策協定(案)」をご参照ください。

◆雇用対策協定の締結状況

●雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの

●石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は能美市で6か所目

これまでは、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市、令和4年8月に七尾市と協定を締結

●石川県とは平成28年3月に協定を締結



1 協定の目的

能美市と石川労働局は、「第2次能美市総合計画」に掲げる「多様な価値観やライフスタイルを認め合い、安心して働ける労働環境づくり」を達成するため、雇用機会の充実をはじめとした施策を相互に連携し、市内企業の人財確保を支援することで移住定住の促進を図り「暮らしやすさを日本一、実感できるまちづくり」「したいこと、能美市だったら叶うかも」の実現を目指すことを目的とする。

2 協定締結のメリット

○課題を共有・見える化 ○課題に対する双方の役割の整理・明確化 ○課題に対する施策の目標を設定・共有し、一体的に実施 ○運営協議会※を設置し、連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進 ○協定に基づき相互に必要な要請が可能

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、能美市（産業交流部）及び石川労働局（職業安定課、ハローワーク小松）で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

3 協定に基づく取組事項

- ①市内企業の人財確保
- ②障がい者や高齢者の雇用促進
- ③雇用に係る施策情報の相互発信



《共同で取り組む事業》

- 求職活動前の高校生とその保護者、及び若年求職者を対象とした「企業ガイダンス」を開催する。
- 障がい者の就労等について、市主催の関連イベントに障がい者雇用に関するブースを設置するほか、障がい者や高齢者の雇用促進に向けた取組を実施する。
- ハローワークの求人情報を市のホームページで公開するほか、能美市の月刊広報誌「広報のみ」等において、ハローワークの就職活動の支援メニュー等を掲載周知し、人財の掘り起こしを図る。

【参考】雇用対策協定とは？

- ・地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的として締結するもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は能美市で6か所目
- ・これまでは、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市、令和4年8月に七尾市と協定を締結
- ・石川県とは平成28年3月に協定を締結

能美市雇用対策協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、能美市と厚生労働省石川労働局（以下「石川労働局」という。）が、「第2次能美市総合計画」に掲げる、「多様な価値観やライフスタイルを認め合い、安心して働ける労働環境づくり」を達成するため、雇用機会の充実をはじめとした施策を相互に連携し、市内企業の人財確保を支援することで移住定住の促進を図り「暮らしやすさを日本一、実感できるまちづくり」「したいこと、能美市だったら叶うかも」の実現を目指すことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 能美市及び石川労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、能美市及び石川労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 能美市長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 能美市長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、能美市及び石川労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、能美市及び石川労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、能美市長及び石川労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

令和 年 月 日

能美市長

厚生労働省石川労働局長